3　情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付

㈠　指定納付受託者に委託して納付する方法による納付の実施

各省各庁は、歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、㈡により指定納付受託者に当該歳入等の納付を委託して納付する方法により当該歳入等の納付を行わせることができるものとするとともに、その他所要の事項を定めるものとした。（第四条関係）

㈡　指定納付受託者に対する納付の委託

各省各庁が㈠の方法により歳入等の納付を行わせる場合において、当該方法により歳入等を納付しようとする者は、情報通信技術を利用する方法により所要の事項を指定納付受託者に通知する方法又は歳入等の納付に係る書面（所要の事項及び情報通信技術を利用するための符号が記載されたものに限る。）で主務省令で定めるものを指定納付受託者に提示する方法により、当該歳入等の納付を指定納付受託者に委託しなければならないものとした。（第五条関係）

㈢　指定納付受託者による歳入等の納付

(1)　指定納付受託者は、㈡により委託を受けたときは、当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならないものとした。（第六条第三項関係）

(2)　(1)の場合において、当該指定納付受託者が(1)の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなすものとした。ただし、当該歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用については、指定納付受託者が(1)の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなすものとした。（第六条第四項関係）

㈣　指定納付受託者からの歳入等の徴収等

(1)　指定納付受託者が㈢(1)の歳入等を㈢(1)の主務省令で定める日までに納付しないときは、各省各庁の長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその歳入等を当該指定納付受託者から徴収するものとした。（第七条第一項関係）

(2)　各省各庁の長は、㈢(1)により指定納付受託者が納付すべき歳入等については、当該指定納付受託者に対して(1)により国税の保証人に関する徴収の例による滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該歳入等に係る㈡による委託をした者から徴収することができないものとした。（第七条第二項関係）

4　指定納付受託者

㈠　各省各庁の長は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて国に当該歳入等を納付する事務を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者を、その申請により、主務省令で定めるところにより、指定納付受託者として指定することができるものとした。（第八条第一項関係）

㈡　指定納付受託者の帳簿保存等の義務について所要の規定を定めるものとした。（第九条関係）

㈢　各省各庁の長による指定納付受託者に対する報告の徴収等及び指定納付受託者の指定の取消しについて所要の規定を定めるものとした。（第一〇条及び第一一条関係）

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。

法律

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十八号

第一条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「円滑化」の下に「及び管理の適正化」を加え、「第三節　不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例（第三十八条）」を「第三節　所有者不明土地の管理の適正化のための措置（第三十八条―第四十一条）　第四節　不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例（第四十二条）」に、「第三十九条」を「第四十三条」に、「第四十条」を「第四十四条」に、「第五章　雑則（第四十一条―第四十八条）　第六章　罰則（第四十九条―第五十一条）」を「第五章　所有者不明土地対策計画等（第四十五条―第五十三条）　第六章　所有者不明土地利用円滑化等推進法人（第五十四条―第六十条）　第七章　雑則（第六十一条―第六十三条）　第八章　罰則（第六十四条―第六十六条）　（第四十七条―第五十二条）」に改める。

第一条中「円滑化及び」の下に「管理の適正化並びに」を加える。

第二条第二項中「以下「簡易建築物」を「又はその利用が困難であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況、建築時からの経過年数その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するもの（以下「簡易建築物等」に改め、同条第三項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。）その他の施設で災害対策の実施の用に供するものとして政令で定めるものの整備に関する事業

十　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）による再生可能エネルギー発電設備のうち、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定める要件に適合するものの整備に関する事業

第二条第四項中「第三十九条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

第三条第一項中「円滑化及び」の下に「管理の適正化並びに」を加え、同条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第四十五条第一項に規定する所有者不明土地対策計画の作成に関する基本的な事項

第五条に次の二項を加える。

2　市町村は、その区域内における所有者不明土地の利用の円滑化等の的確な実施が図られるよう、この法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　都道府県は、前項の市町村の責務が十分に果たされるよう、市町村相互間の連絡調整を行うとともに、市町村に対し、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めなければならない。